

たばこ税の手持品課税の概要

1 税率改正の概要

国税のたばこ税と、地方税の道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、下表のとおり税率の改正(引上げ)が行われ、平成22年10月1日から適用されます。

(1) 製造たばこ(旧3級品を除く)

区分	税目	税率(1,000本当たり)		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	3,552円	5,302円	1,750円
	たばこ特別税	820円	820円	—
地方税	道府県たばこ税	1,074円	1,504円	430円
	市町村たばこ税	3,298円	4,618円	1,320円
合計		8,744円	12,244円	3,500円

(2) 旧3級品の製造たばこ

区分	税目	税率(1,000本当たり)		
		改正前	改正後	引上額
国税	たばこ税	1,686円	2,517円	831円
	たばこ特別税	389円	389円	—
地方税	道府県たばこ税	511円	716円	205円
	市町村たばこ税	1,564円	2,190円	626円
合計		4,150円	5,812円	1,662円

※「旧3級品の製造たばこ」とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールドンバット(ボックスを除きます。)、ウルマ及びバイオレットの6銘柄をいいます。

2 「手持品課税」とは

手持品課税とは、たばこの小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者(以下これらを「小売販売業者等」といいます。)が、平成22年10月1日午前零時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、2万本以上の製造たばこを販売のために所持する場合(複数の場所で所持する場合はその合計本数が2万本以上の場合)に、小売販売業者等に対し、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税を課税するというものです。

3 手持品課税を行う理由

たばこ税は、たばこの製造場から製造たばこが出荷された時に、また、道府県たばこ税及び市町村たばこ税は卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税であることから、税率改正前(平成22年9月30日以前)に出荷又は売り渡しが行われている場合には、引上げ前の税率で課税されていることとなります。

したがって、たばこ税等の税率の引上げが行われる際には、既に製造場から出荷又は売り渡しされ流通段階にある製造たばこに対して税率の引上げ分に相当する課税(手持品課税)を行い、税率改正後に製造場から出荷又は売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めるとされています。